

---

報告Ⅰにかんする討論要旨

六〇年代以降の地域生活の展開と地域社会の変貌との問題の追求

---

を目的となされた研究の中から、和歌山県龍神村を中心とした広域生活圏構想にのみしぼってなされた橋本報告と、政策に対する住民の対応形態として、小家地区における調査事例としての三上報告をめぐって討論はなされた。

討論は、橋本報告と三上報告とが内容として必ずしも有機的に連結されていなかった事もあって、拡散的に問題点が提起されたものの、具体的な問題点の深化は充分なものではなかった。あえて討論内容を要約すれば次の点になろう。すなわち①事例とされた集落の移転についての事実経過と、生活圏政策としての成否について、②政策的に設定された圏域と、部落などもふくめた生活圏上の地域とが異なる連関をもっているのか、③地域政策の実行主体としての自治体と住民との緊張関係ないしは政策それ自体の内容に關する問題、の三点である。

①の論点については、報告に対して、まず対象地区の住民の生活実態あるいは志向性についての質問がなされた。その中で、小家地区での集落移転が、元来が広域生活圏政策によつて提出されたにも拘わらず、結果的にその方向では実現されず、最終的にはダム建設による水没による移転として実現していることにより、確かにそこには集落移転にもなる共通の問題点を探るといふ意図があるとしても、結局のところ、それは生活圏政策から外れた特殊な事例ではないのかとの点について論議がなされた。ついで②の論点については、第一報告で述べられた生活圏構想において、政策上の設定プランとしての単位である三次、四次生活圏と、実体として存在した部落ないしは旧行政村を土台とした一次、二次生活圏とは、後者が主に生活慣行あるいは生活上の諸連関における生活事実の中に見出

されるものであるとの意味がこめられていることより、各圏域は内容的に異なる点が指摘された。この論点に關連して、こうした一連の政策がはたして既存の部落を有効な単位として認識しているのかどうか問われ、そして、そのことによつて、行政上の地域政策がはたして住民の生活圏の中のいかなる部分を規定しているのかとの問題が提起された。つまり、地域の生活圏の中には政策によつて直ちに変容し得ない領域があるうし、あるとすればそれは何か。また現状のような施設建設を軸とした政策であるかぎり、地域の生活原理にふれ合わぬままに、施設立地をめぐっては却つて部落間の地域格差を生じさせていく傾向が見られるのではないか、ということであつた。これらの質疑に対して、報告者からは、一次生活圏については、生活圏の意味をめぐつて、旧来の部落としての側面と、医療・衛生といった特定機能の生活施設に位置づけられる場合との二面があるとの理解が示され、また、こうした施設立地の地域には確かに人口、世帯数の減少率が鈍化している等の事実があることも示された。だが、政策と地域に根ざした意味での生活圏の固有性との相互規定關係についての論議はこれ以上の深化を見なかつた。次に③の論点については、地域政策は現実には財政補助金によつて実現する側面に着目して、住民側の対応、つまり政策遂行と住民との緊張關係について質疑があつた。そこで、政策を媒介する自治体と住民との間には齟齬があるのではないか、また住民の自発性にとつかわない施設建設を中心として現行の地域政策では、結局のところ行政側の財政負担を軽減させる方向に終始させられる傾向があるのではないかとこの点が提起された。そのためには、政策と住民の行動需要との合致が必要であり、その場合に、地域要求の主体がいかに

なる階層によっているかを見究めねばならないと指摘された。こうした質疑に対して、本事例における生活圏構想、ダム建設とも行政主導の施策であつて、そのため行政官庁のセクションに拘束され、現実経過としては必ずしも村—住民の利害の一致は見られなかつたこと、また政策認知も、十分に住民レベルまで徹底していないという現行政策遂行上の問題点が述べられた。これにふれた質問側の指摘として、現在の広域生活圏政策の中には、住民の就業機会や労働の構造を軸としてなされる地域形成への視点をもっと取り入れるべきであるとの意見も出された。他の意見としては、いくらか②の論点に重なりつつ、上からの地域政策は、実際にその政策者の意図どうりに成果を収めているのか否か、そこにはむしろ住民（部落）自身の判断による政策内容の選択の論理があるのではないかと指摘もあつた。

このように討論では問題点は多岐にわたつて論議された。その中で共通した傾向を見出すならば、それは報告者によつて示された地域政策について、批判的な角度からの問いかけであつた。ただ、その批判の視角は必ずしも共通なものではなく多様であつた。その場合の主たる方向としては、いずれも地域生活の自主性を強調するのであるが、一方は生活慣行やさまざまな生活事実の中にあらわれる地域（部落）に根ざした固有の生活内容に着眼する方向であり、他方は行政要求の主体としての住民の次元にその根拠を求める観点の二方向があり、その事が討論を通しておのずから視角の差として表現されていたように思われる。

（山本正和 記）